

一般社団法人
紅葉台センチュリーヴィラ

定 款

令和4年8月20日改正

一般社団法人
紅葉台センチュリーヴィラ
定 款

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人紅葉台センチュリーヴィラと称する。

第2条（目的）

当法人は、紅葉台センチュリーヴィラ内の道路及び現存する共有施設等を維持管理し、当法人を構成する社員（以下「社員」という。）が、これを利用することにより共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。

第3条（主たる事務所の所在地）

当法人は、主たる事務所を山梨県南都留郡鳴沢村に置く。

第4条（公告の方法）

当法人の公告は官報に掲載して行う。

第2章 基金

第5条（基金の総額）

当法人の基金（代替基金を含む）の総額は金300万円とする。

第6条（基金の返還時期）

基金は、当法人が解散するまで返還しない。

第7条（基金の返還の手続）

基金は、定期社員総会において、返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第3章 社員

第8条（社員）

当法人は紅葉台センチュリーヴィラの区画所有者が社員となり、社員によって運営される。

第9条（入社）

当法人に入社するものは、当法人に対し入社届けを提出しなければならない。

第10条（経費負担）

社員は、当法人が別に定めるところに従い、管理費、修繕積立金他の経費を負担する義務を負う。

第11条（退社）

社員は、退社願いを提出し、これが理事会の決議で認められた時に退社することができる。

第12条（当然退社）

社員は、前条の場合のほか、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が消滅したとき。
ただし社員の包括承継人は当該社員の地位を継承する。
- (2) 紅葉台センチュリーヴィラの分譲区画を他に譲渡し、登記手続きを完了したとき。
ただし社員は譲受人に対して当該社員たる地位を移転させる義務を負う。
- (3) 除名

第13条（除名）

社員が次のいずれかに該当する場合には、一般社団法人および一般財団法人に関する法律

第30条に定めるところにより、除名することができる。

- (1) 当法人の定款、規約その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人内の秩序を乱し、又は当法人の名誉を毀損し、若しくは目的に反する行為をしたとき。

第4章 社員総会

第14条（種別）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎年8月にこれを開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

第15条（招集）

- 1 社員総会の招集は、理事の過半数でこれを決し、理事長がこれを行う。社員総会を招集するには当該社員総会の日から2週間前までに各社員に対し、社員総会の日時、開催場所、目的および審議事項を通知しなければならない。
- 2 社員は社員総会の招集請求権を有しない。

第16条（議事）

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

第17条（議決権）

- 1 社員総会において、社員は、当法人の1社員に1個の議決権を有する。
- 2 社員は、他の社員を代理人としてその議決権を行使することができる。

第18条（定足数）

- 1 社員総会の会議は、前条第1項に定める議決権総数の10分の1以上又は50人以上の議決権を有する社員が出席しなければならない。
- 2 前項の場合において、書面又は代理人によって議決権を行使するものは、出席社員とみなす。

第19条（議長）

社員総会の議長は、代表理事（理事長）がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、理事会で選任されたものがこれにあたる。

第20条（議事録）

- 1 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 社員の現在数、出席者数
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及び発言者の氏名と要旨、その結果
- 2 議事録には、議長及び出席した理事が、押印しなければならない。

第5章 役員

第21条（員数）

当法人には、9名以内の理事及び3名以内の監事を置く

第21条の2（資格）

当法人の理事及び監事は、当法人の社員に限る。社員が法人の場合は当該法人の自然人の社員及び法人社員代表者に限る。

第21条の3（選任）

理事及び監事は社員の中から公募し、社員総会の決議により選任する。

第22条（理事及び監事の任期）

- 1 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、退任した理事の任期の満了すべき時までとする。
- 2 監事の任期は、就任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、

再任を妨げない。任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了すべき時までとする。

第23条（理事及び監事の報酬）

理事及び監事は無報酬とする。ただし、社員総会の決議によって定める場合はこの限りではない。

第24条（理事会）

- 1 理事は理事会を構成し、当法人の業務執行の決定は、理事会に出席した理事の過半数の決議による。
- 2 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 3 理事会の議事録は、理事会が開催された日時および場所、議事の経過の要領及びその結果等を記載し、出席した理事及び監事はこれに記名押印しなければならない。

第24条の2（書面又は電磁的記録による決議）

理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第25条（代表理事）

- 1 当法人には代表理事1名を置き、理事長と称する。
- 2 代表理事（理事長）については理事の互選により選任する。

第25条の2（副理事長）

- 1 当法人には副理事長を1名おくことができる。
- 2 副理事長については、理事の互選により選任する。

第6章 計算

第26条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。